

議院運営委員長浅尾慶一郎君解任決議案

右の議案を発議する。

令和六年六月十九日

発議者

東

徹 

音喜多

駿 

高木かおり 

賛成者

柴田 巧

清水貴之

梅村 聡

石井苗子

片山大介

藤巻健史

串田誠一

嘉田由紀子

柳ヶ瀬裕文

梅村みずほ

中条きよし

猪瀬直樹

青島健太

松野明美

金子道仁

参議院議長 尾辻秀久 殿

議院運営委員長浅尾慶一郎君解任決議案

本院は、議院運営委員長浅尾慶一郎君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理由

浅尾慶一郎議院運営委員長に対する解任決議案を提出する。主な理由は以下二点である。

第一に、議院運営委員会理事会で協議された岸田文雄内閣総理大臣に対する問責決議案を、正当な議案として取り扱うことなく、廃案に追い込もうとしていることである。問責決議案は、議会が行政を監視し、政府の行動を正すための重要な手段である。しかしながら、議院運営委員長はこの重要な議案を適切に審議することをせず、多くの野党会派が取り扱うべきと主張する中、与党の反対を理由に一方的に廃案にしようとしている。これは、議会の権能を著しく損なうものであり、民主主義の根幹を揺るがす行動である。とりわけ与党の意向を中心とし、問責決議案を審議せずして廃案にすることは、議会の機能を麻痺させ、国民の信頼を失う結果を招くものである。

第二に、旧文書通信交通滞在費の改革を先送りしようとしたことである。議院運営委員長はこの問題を積極的に議論することを避け続けた結果、衆議院よりも議論が遅れるという事態を招いている。旧文書の領収書公開等の改革は、国民の関心が高く、二年前にもすでに結論を得ると約束された、迅速かつ透明に対処すべき課題である。にもかかわらず、このような遅延行為を働くことは、国民に対する説明責任を果たさず、議会の信頼性を損なうものである。

以上の理由により、議院運営委員長の職務遂行能力に対して深刻な懸念を抱かざるを得ない。議会の健全な運営を確保し、国民の信頼を回復するためには、浅尾慶一郎議院運営委員長の解任が必要不可欠であると考へ、ここに解任決議案を提出する。

議院運営委員長浅尾慶一郎君解任決議案

右の議案は、委員会の審査を省略されたい。

令和六年六月十九日

発議者

東

徹



音喜多

駿



高木かおり



参議院議長 尾辻秀久 殿